

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市土地改良区が土地改良事業（単独県費土地改良事業（かんがい排水事業）東王田池地区）を行うことについて令和4年6月6日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部農林水産課において令和4年6月24日から同年7月14日まで縦覧に供する。

令和4年6月17日

香川県知事 浜 田 恵 造